

# 電気供給約款

## [高圧・特別高圧]

日本エネルギー総合システム株式会社

# 目次

- 第1章 総則
  - 第1条 適用
  - 第2条 電気供給約款の変更等
  - 第3条 定義
  - 第4条 単位及び端数処理
  - 第5条 実施細目
- 第2章 契約の締結
  - 第6条 電気供給契約の申込み
  - 第7条 電気供給契約の成立及び契約期間
  - 第8条 契約の要件
  - 第9条 電気供給契約書の作成
  - 第10条 供給場所
  - 第11条 電気供給契約の単位
  - 第12条 供給の開始
  - 第13条 供給の単位
  - 第14条 承諾の限界
- 第3章 契約種別及び料金
  - 第15条 契約種別
  - 第16条 料金
- 第4章 料金の算定及び支払い
  - 第17条 料金の適用開始の時期
  - 第18条 検針日
  - 第19条 料金の算定期間
  - 第20条 使用電力量の算定
  - 第21条 料金の算定
  - 第22条 日割計算
  - 第23条 料金の支払義務及び支払期日
  - 第24条 料金その他の支払方法
  - 第25条 延滞利息
  - 第26条 保証金
  - 第27条 料金単価の変更
- 第5章 使用及び供給
  - 第28条 適正契約の保持
  - 第29条 力率の保持
  - 第30条 契約超過金

- 第31条 供給場所への立入りによる業務の実施
- 第32条 電気の使用に伴うお客さまの協力
- 第33条 供給の停止
- 第34条 供給の再開
- 第35条 供給の停止期間中の料金
- 第36条 違約金
- 第37条 供給の中止又は使用の制限若しくは中止
- 第38条 供給の中止又は使用の制限若しくは中止期間中の料金
- 第39条 損害賠償の免責
- 第40条 不可抗力
- 第41条 設備の賠償
- 第6章 契約の変更及び終了
  - 第42条 電気供給契約の変更
  - 第43条 名義の変更
  - 第44条 電気供給契約の廃止
  - 第45条 供給開始後の電気供給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算
  - 第46条 解約等
  - 第47条 電気供給契約消滅後の債権債務関係
- 第7章 供給方法及び工事
  - 第48条 供給地点及び施設
- 第8章 工事費の負担
  - 第49条 工事費負担金等相当額の申受け等
  - 第50条 工事費負担金等相当額の精算
  - 第51条 供給開始に至らないで電気供給契約を廃止又は変更される場合の費用の申受け
- 第9章 保安
  - 第52条 調査に対するお客さまの協力
  - 第53条 保安に対するお客さまの協力
- 第10章 その他
  - 第54条 守秘義務
  - 第55条 第三者への委託
  - 第56条 準拠法
  - 第57条 管轄裁判所
  - 第58条 反社会的勢力の排除
  - 第59条 その他

## 第1章 総則

(適用)

第1条 当社が、お客さまに対して、高圧又は特別高圧で電気を供給するときの料金その他の供給条件等は、この電気供給約款（以下「本供給約款」といいます。）によります。

2 本供給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

(電気供給約款の変更等)

第2条 一般送配電事業者の定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、本供給約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本供給約款を変更する際には、当社所定のホームページ等への掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。変更後の電気供給約款は、当社所定のホームページ等への掲載その他の方法を実施することで変更を実施した日に効力を生ずるものいたします。

2 本供給約款を変更しようとする場合（第3項に規定する場合を除きます。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のホームページや電子メール等、情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）にて行なうものいたします。

3 本供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合には、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付については、これを行なわないものいたします。

4 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、契約期間満了前であっても、お客さまには変更された税率に基づいて電気料金その他の債務を支払っていただきます。

(定義)

第3条 次の言葉は、本供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただ

し、次に定めのない言葉については、託送約款等に準ずるものといたします。

① 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

② 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

③ 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

④ 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

⑤ 最大需要電力

お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器により計量される値をいいます。

⑥ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

⑦ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

⑧ 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

⑨ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

⑩ 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

⑪ 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

（単位及び端数処理）

第4条 本供給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

③ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(実施細目)

第5条 本供給約款の実施上必要な細目的事項及び本供給約款により難しい事項については、本供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をさせていただく必要があります。

## 第2章 契約の締結

(電気供給契約の申込み)

第6条 お客さまが新たに電気の供給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本供給約款、託送約款等を遵守することを承諾のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(電気供給契約の成立及び契約期間)

第7条 電気供給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

2 契約期間は、次によります。

- ① 契約期間は、電気供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ② 契約期間満了日の3か月前までに、お客さま又は当社から相手方に対する電気供給契約終了の意思表示がない限り、電気供給契約は、契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、その後も同様といたします。

(契約の要件)

第8条 当社は、お客さまに電気を供給する際、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件その他の法令等に従い、一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者に関する事項及び系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。

(電気供給契約書の作成)

第9条 お客さまが希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の供給に関する必要な事項について、電気供給契約書を作成いたします。

(供給場所)

第10条 供給場所は、一般送配電事業者の定める基準に従い、当社が定めるものといたします。

(電気供給契約の単位)

第11条 当社は、原則として、1供給場所について1電気供給契約を結びます。

(供給の開始)

第12条 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

2 当社は、電気供給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ電気の供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに電気を供給いたします。

3 当社は、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

(供給の単位)

第13条 当社は、原則として、1電気供給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

(承諾の限界)

第14条 当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、やむを得ない場合には、電気供給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

### 第3章 契約種別及び料金

(契約種別)

第15条 契約種別に関する詳細事項は、電気料金種別定義書に定めるとおりといたします。

(料金)

第16条 料金に関する詳細事項は、電気料金種別定義書に定めるとおりといたします。

### 第4章 料金の算定及び支払い

(料金の適用開始の時期)

第17条 料金は、原則として供給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に供給開始日の延期について申入れがあった場合及びお客さまの責めとならない理由によって電気の供給が開始されない場合は、この限りではありません。

(検針日)

第18条 検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日といたします。

(料金の算定期間)

第19条 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間又は検針期間等

(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(使用電力量の算定)

第20条 使用電力量の算定は、原則として一般送配電事業者が設置した記録型計量器により30分単位で計量いたします。ただし、記録型計量器でない計量器が設置されている場合は、託送供給等約款に定める記録型計量器以外の計量器で計量する場合の方法により計量いたします。

- 2 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- 3 当社は、供給地点ごとの計量の結果を料金の算定期間ごとにお客さまにすみやかにお知らせいたします。
- 4 技術上、経済上やむを得ない場合等特別の事情がある場合は、一般送配電事業者は計量器を取り付けないことがあります。
- 5 計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量又は最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、託送約款等に基づいて、一般送配電事業者と当社との協議によって定めることといたします。

(料金の算定)

第21条 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- ① 電気の供給を「1月」の途中で開始し、又は電気供給契約が消滅した場合
- ② 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

- 2 料金は、電気供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

(日割計算)

第22条 当社は、第21条第1項第1号又は第2号の場合は、次により料金を算定いたします。

- ① 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{該当月の日数})$$

- ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ④ 第1号、第2号及び第3号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ます。

- 2 第21条第1項第1号の場合により日割計算するときは、日割計算対象日数には開始日、再開日、休止日、停止日及び消滅日を除きます。また、第21条第1項第2号の場合により日割計算するときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(料金の支払義務及び支払期日)

第23条 お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

- ① 検針日
- ② 電気供給契約が消滅した場合は、消滅日
- 2 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したWEBサイト（請求額に係る電子データ等を蓄積し、お客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。
- 3 お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- 4 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の供給場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 5 支払期日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日又は休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
- 6 お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、当社は、その支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(料金その他の支払方法)

第24条 料金については毎月、次によって、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

- ① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ② お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- 2 お客さまが料金を第1項第1号又は第2号により支払われる場合は、次のと

きに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- ① 第1項第1号により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ② 第1項第2号により支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- 3 工事費負担金その他についてはその都度、次によって、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。
  - ① お客さまが工事費負担金その他を当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- 4 お客さまが工事費負担金その他を第3項第1号により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
  - ① 第3項第1号により支払われる場合は、工事費負担金その他がその金融機関等に払い込まれたとき。
- 5 当社は、第1項及び第3項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払込みにより支払っていただくことがあります。この場合、第2項及び第4項にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- 6 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- 7 当社は、領収書及び支払証明書の発行はいたしません。

（延滞利息）

- 第25条 お客さまが料金等（延滞利息及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- 2 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して金額といたします。
  - 3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金と併せて支払っていただきます。

（保証金）

- 第26条 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ① 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ② 新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合で、次のいずれかに

該当するとき。

- (1) 他の電気供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
  - (2) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- 2 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況及び同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
  - 3 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、第4項により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
  - 4 当社は、電気供給契約が消滅した場合又はお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて第1項によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
  - 5 当社は、保証金について利息を付しません。
  - 6 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

（料金単価の変更）

第27条 当社は、料金改定が必要となる場合は、次に従い、電気供給契約における新たな料金単価を定めることができるものといたします。

- ① 当社は、事前に新たな料金単価及びその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面その他の方法でお客さまに通知いたします。
- ② お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して当社所定の方法で解約を通知することで電気供給契約を解約することができます。この場合には、電気供給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。本号による解約の場合には、お客さま及び当社は、互いに解約に伴う損害賠償義務、補償義務を負わないものといたします。
- ③ 第2号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

## 第5章 使用及び供給

（適正契約の保持）

第28条 当社は、お客さまとの電気供給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

（力率の保持）

第29条 供給場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- 2 技術上必要がある場合には、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いし、接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。この場合の供給場所における1月の力率は、当社が一般送配電事業者と協議のうえ定めた力率としていただきます。

(契約超過金)

第30条 契約電力をお客さまと当社との協議によって定める場合で、お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- 2 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金と併せて支払っていただきます。

(供給場所への立入りによる業務の実施)

第31条 当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、当社及び一般送配電事業者（当該一般送配電事業者から業務の委託を受けた者を含みます。）が立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 供給地点に至るまでの供給設備、計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工（取付け及び取外しを含みます。）、改修又は検査
- ② 第52条によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- ④ 計量器の検針又は計量値の確認
- ⑤ 第33条、第44条又は第46条により必要な処置
- ⑥ その他本供給約款によって、電気供給契約の成立、変更若しくは終了等に必要業務又は当社及び一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(電気の使用に伴うお客さまの協力)

第32条 お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社、一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあ

る場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- ① 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ② 負荷等の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- ③ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ④ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- ⑤ その他第1号、第2号、第3号又は第4号に準ずる場合

- 2 お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、第1項に準ずるものといたします。

（供給の停止）

第33条 次のいずれかに該当する場合には、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給が停止されることがあります。

- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ② お客さまの供給場所内の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失して、当社及び一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ③ 一般送配電事業者以外の者が、供給場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- 2 次のいずれかに該当し、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように警告したにもかかわらず改めない場合には、電気の供給が停止されることがあります。
    - ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
    - ② 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用した場合
    - ③ 電気料金種別定義書に定める需要の種類と異なる種類の需要に電気を使用した場合
    - ④ 第31条に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、当社及び一般送配電事業者の求めに応じること、当社及び一般送配電事業者に権限を付与すること、協力することとされている事項について拒んだ場合、又は当社及び一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
    - ④ 第32条によって必要となる措置を講じない場合
- 3 お客さまがその他本供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(供給の再開)

第34条 第33条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

(供給の停止期間中の料金)

第35条 第33条によって電気の供給を停止した場合においても、その停止期間中を含め、料金の算定期間を「1月」として算定した料金を申し受けます。

(違約金)

第36条 当社が、託送供給等約款の違約金に係る定めに基づき一般送配電事業者から違約金を請求された場合は、当該違約金の金額を、電気供給契約に基づく違約金としてお客さまより申し受けます。なお、当社に当該違約金の金額を超過する損害が生じたときは、超過分についてもお客さまより申し受けます。

(供給の中止又は使用の制限若しくは中止)

第37条 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。

- ① 供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
- ② 供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ③ 地震等の天災地変その他非常変災の場合
- ④ その他電気の需給上又は保安上必要がある場合等で、当社又は一般送配電事業者が要請した場合

- 2 第1項の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(供給の中止又は使用の制限若しくは中止期間中の料金)

第38条 当社は、第37条第1項によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合においても、その期間中について、原則として、電気の供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

(損害賠償の免責)

第39条 一般送配電事業者の責めとなる理由によりお客さまが損害を受けた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- 2 第33条によって電気の供給を停止した場合又は第46条によって電気供給契約を解約した場合若しくは電気供給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 3 第37条第1項によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 4 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由による

ものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- 5 あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合においても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(不可抗力)

第40条 次に定める不可抗力によって、当社による電気供給契約の全部又は一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ① 地震等の天災地変が起きた場合
- ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

- 2 第1項で定める不可抗力によって、当社による電気供給契約の全部又は一部の履行が不可能となった場合、お客さま又は当社は、電気供給契約の全部又は一部を解約することができます。この場合、解約に伴い生じる損害について、相手方に対して、賠償の責めを負わないことといたします。

(設備の賠償)

第41条 お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、次の金額を賠償していただきます。

- ① 修理可能の場合  
修理費
- ② 亡失又は修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## 第6章 契約の変更及び終了

(電気供給契約の変更)

第42条 電気供給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものといたします。ただし、やむを得ない理由によりお客さまが電気供給契約の変更を希望する場合は、1か月以上前に変更内容を当社に申し出ていただき、当社と協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

(名義の変更)

第43条 合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

(電気供給契約の廃止)

第44条 第46条の場合を除き、契約期間中の電気供給契約の廃止はできません。ただし、お客さま又は当社が電気供給契約を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3か月前までに、その廃止期日を定めて相手方に書面で通知し、お客さま及び当社の双方が合意すればこの限りではありません。なお、廃止期日は、原則としてお客さま又は当社が通知した月の3か月後の末日といたします。ただし、双方が合意すれば、3か月後の末日以外の日を廃止期日といたします。

2 当社及び一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日までに、一般送配電事業者の供給設備又はお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

3 電気供給契約は、第46条及び次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

① 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の3か月前までに受けなかった場合は、通知を受けた日から3か月後に電気供給契約が消滅したものといたします。

② お客さまの責めとなる理由により一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、電気供給契約は、電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

③ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置を行うことができない場合は、電気供給契約は、電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(供給開始後の電気供給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算)

第45条 次の場合には、当社は、電気供給契約の消滅又は変更の日に、次により料金及び工事費をお客さまに精算させていただきます。

① お客さまが、契約電力を新たに設定された日（供給開始日）又は増加された日以降1年に満たないで電気供給契約を廃止しようとする場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、又は増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社が一般送配電事業者から、電気供給契約の消滅に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

② お客さまが、契約電力を新たに設定された日（供給開始日）又は増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の2

0パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社が一般送配電事業者から、契約電力の減少に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社はお客さまから当該金額を申し受けます。

- ③ 実量制のお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、又は契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は供給場所における受電設備の減少により契約電力を減少しようとする場合は、第1号、第2号に準ずるものといたします。この場合、第1号にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、供給場所における受電設備の減少により契約電力を減少しようとする日といたします。

(解約等)

第46条 当社は、次の場合には、電気供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ① 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
  - ② お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ③ お客さまが他の電気供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ④ 本供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ⑤ 第33条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ⑥ お客さまが振り出し若しくは引き受けた手形又は振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ⑦ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始若しくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け又は自ら申立てを行なった場合
  - ⑧ お客さまが強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ⑨ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑩ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
  - ⑪ お客さまがその他本供給約款に反した場合
- 2 お客さまが、第44条第1項による通知をされずに、その供給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が電気の供給を終了させるための処置を行なった日に電気供給契約は消滅するものとい

たします。

- 3 お客様が供給開始日又は契約電力の変更日から1年に満たない期間に電気需給契約を解除する場合は、当社が電気需給契約の履行及び解除に要する設備費用及び解約に要する設備費用等及び工事費用等の実費に加え、当社に対し以下の算定式により算出される金額を支払うものとします  
支払額 = [契約期間満了日までの基本料金(支払い済除く)] + [[契約期間満了日までの基本料金(支払い済除く)] × 20%

(電気供給契約消滅後の債権債務関係)

第47条 電気供給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## 第7章 供給方法及び工事

(供給地点及び施設)

- 第48条 電気の供給地点(電気の供給が行なわれる地点をいいます。)は、一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- 2 供給地点は、接続供給契約に基づきお客さまと一般送配電事業者及び当社との協議によって定めます。
  - 3 供給地点に至るまでの供給設備及び引込線、計量器及びその付属装置(計量器箱、変成器、変成器の2次側配線及び計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)等、電気の供給に必要な設備の所有、施設場所の提供、施設及び負担の区分等は、託送約款等に基づき定めるものといたします。ただし、託送約款等において、当社の負担により施設するとされている補助支持物等については、託送約款等によらず、お客さまの負担により施設していただきます。

## 第8章 工事費の負担

(工事費負担金等相当額の申受け等)

第49条 お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合、若しくはお客さまの希望によって一般送配電事業者の供給設備、引込線、計量器及びその付属装置等を変更する場合で、これに伴い当社が託送約款等に基づく工事費負担金、費用の実費又は実費費用相当額を一般送配電事業者から請求を受けたときは、当社は、その工事費負担金相当額に支払いに要した金融機関等への振込手数料を加算のうえ、あらかじめ当社が定める期日までに、お客さまから申し受けます。

(工事費負担金等相当額の精算)

第50条 第49条により、お客さまから工事費負担金等相当額を申し受けた場合で、一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る精算を受けたときは、当社は、すみやかにお客さまと精算するものいたします。

(供給開始に至らないで電気供給契約を廃止又は変更される場合の費用の申受け)

第51条 供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気供給契約を廃止又は変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

## 第9章 保安

(調査に対するお客さまの協力)

第52条 一般送配電事業者又は一般送配電事業者が業務の全部又は一部を委託した経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）

は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力していただきます。

- ① お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に通知していただきます。
- ② 一般送配電事業者又は登録調査機関は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

(保安に対するお客さまの協力)

第53条 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

- ① お客さまが、引込線、計量器等その供給場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- 2 お客さまが一般送配電事業者の供給設備等に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給

設備等に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社又は一般送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

- 3 一般送配電事業者は、供給地点に至るまでの供給設備及び計量器等供給場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

## 第10章 その他

(守秘義務)

第54条 電気供給契約の締結により知り得た情報について、お客さま及び当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示しないものとします。ただし、当社の業務運営上特に必要な場合又は行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。

(第三者への委託)

第55条 当社は、お客さまに対する電気の供給にあたり必要となる需給管理業務等を、第三者に委託できるものとします。

(準拠法)

第56条 電気供給契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第57条 電気供給契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、高松簡易裁判所又は高松地方裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第58条 お客さま及び当社は、互いに相手方に対し、契約締結時及び将来にわたり、次の事項を表明し、保証するものとします。

- ① 自ら又は自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと

- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約の締結及び履行をするものではないこと

- 2 第1項のほか、お客さま及び当社は、互いに相手方に対し、直接、間接を問わず次に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

- ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- ③ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本、資金の導入及び関係を構築する行為
- ④ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ⑤ 反社会的勢力が自らの経営に関与する行為

3 お客さま及び当社は、相手方が第1項又は第2項のいずれかの一つにでも違反した場合は、何らの通知又は催告を要しないで、ただちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとします。

(その他)

第59条 お客さまが本供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。